

第 8 号議案

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和 39 年亀岡市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 26 年 6 月 2 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員退職報償金条例（昭和 39 年亀岡市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円 189,000	円 294,000	円 409,000	円 544,000	円 729,000	円 929,000
179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000

」

を

239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の亀岡市消防団員退職報償金条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の亀岡市消防団員退職報償金条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

亀岡市消防団員退職報償金条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の支給額を次のとおり引き上げること。

()内は現行

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
団 長	239 (189)	344 (294)	459 (409)	594 (544)	779 (729)	979 (929)
副 団 長	229 (179)	329 (279)	429 (379)	534 (484)	709 (659)	909 (859)
分 団 長	219 (169)	318 (268)	413 (363)	513 (463)	659 (609)	849 (799)
副 分 団 長	214 (164)	303 (253)	388 (338)	478 (428)	624 (574)	809 (759)
部長及び班長	204 (154)	283 (233)	358 (308)	438 (388)	564 (514)	734 (684)
団 員	200 (144)	264 (214)	334 (284)	409 (359)	519 (469)	689 (639)

- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用すること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。